

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第52号）（市会事務局政務調査課）

次のとおり議会の議決に付すべき契約の金額の基準を改定することとしました。

改正前	改正後
500,000,000円	400,000,000円

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第52号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「500,000,000円」を「400,000,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行い、同日以後に締結する工事又は製造の請負の契約については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に締結している工事又は製造の請負の契約で当該契約の内容を変更するものについては、平成17年7月31日までの間は、なお従前の例による。